

決算特別委員長報告

令和4年11月定例会

決算特別委員長報告をいたします。

本年9月定例会において本委員会に付託されました、知事提出第112号議案、第113号議案及び認定第1号議案から認定第5号議案の7件につきましては、決算審査の結果を令和5年度の予算に反映させるべく精力的に審査・調査を行ってきたところであります。

以下、その経過及び結果について申し上げます。

初めに、令和3年度の決算の概要についてであります。

一般会計の歳入総額は5,463億円余、歳出総額は5,222億円余であり、前年度に比べて歳入は6.3%、歳出は5.7%増加しました。また、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は142億円余の歳入超過でありました。

証紙特別会計など13の特別会計を合算した歳入総額は2,421億円余、歳出総額は2,300億円余であり、こちらは前年度に比べて、歳入は0.5%、歳出は0.7%増加し、実質収支額は120億円余の歳入超過でありました。

令和3年度決算に係る健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、普通会計における財政調整のための基金の残高は国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金と併せて185億円余であり、令和2年度末から9億円余増加しております。

また、通常県債残高は、5,468億円余であり、令和2年度末から74億円余減少しております。

これらは、令和元年に策定された「中期財政運営方針」に基づく取組の成果として評価できるものであります。しかしながら、県債残高は依然多額であり、新型コロナウイルス感染症の影響も長期化する中、感染症対策や地域経済の回復、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備など今後も多くの財政負担が避けられないものと考えます。引き続き、財政の健全化・安定化に向けて、着実に取り組まれるよう求めます。

次に、公営企業会計の決算についてであります。

まず、病院事業会計についてであります。

中央病院について、総収益は205億4,900万円余であり、前年度に比べ4

億3,100万円余、2.1%の増となりました。総費用は197億7,600万円余であり、前年度に比べ3億4,300万円余、1.7%の減となりました。このことにより7億7,400万円余の損益改善が図られ、資本金を203億3,900万円余減資し利益剰余金に振り替えたこと等により、令和3年度末の未処理欠損金は2億1,000万円余となりました。

こころの医療センターについて、総収益は26億8,700万円余であり、前年度に比べ1,300万円余、0.5%の増となりました。総費用は26億5,500万円余であり前年度に比べ9,600万円余、3.8%の増となりました。また、資本金を40億5,300万円余減資し利益剰余金に振り替えたこと等により、令和3年度末の未処分利益剰余金は6,700万円余となりました。

次に、企業局所管の事業会計についてであります。

電気事業は、純利益が6億5,800万円余となり、令和3年度末の未処分利益剰余金が2億5,300万円余となりました。

工業用水道事業は1,900万円余、水道事業は1,800万円余の純利益となりました。

また、宅地造成事業については、新たな分譲等により純利益が3億3,800万円余となり、令和3年度末の未処分利益剰余金が5,200万円余となりました。

次に、土木部所管の事業会計についてであります。

令和2年4月から地方公営企業法の財務規定を適用している流域下水道事業については、純利益が1億7,400万円余となり、令和3年度末の未処分利益剰余金は3億5,900万円余となりました。

本委員会におきましては、全体会及び4つの分科会において、令和3年度に係る予算執行が、議会の議決の趣旨及び関係法令等の規定に従い、適正かつ効率的に行われたか、施策の効果が十分上がったか、また、今後改善を要する点は何か、などに視点を置いて、関係各部局から各種の資料の提出を求め、詳細な説明を聴取し、また、監査委員からは、決算審査等の意見及び財務監査の結果に関する意見等について説明を受けたところであります。

以上のような審査の結果、本委員会に付託されました第112号議案、第113号議案、認定第2号議案及び認定第4号議案については、全会一致により、認定第1号議案、認定第3号議案及び認定第5号議案については、賛成多数により、可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程で議論された主なものについて申し述べます。

まず、病院局についてであります。

病院局では国において示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」により、「公立病院経営強化プラン」の策定が求められているところです。医師の働き方改革は、その内容のひとつであり喫緊の課題ではありますが、働き方改革によるしわ寄せを患者が受けることのないよう配慮してほしいとの意見がありました。

また、中央病院では、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療の提供や地域医療への支援などが行われているところですが、災害や新興感染症の感染拡大に備え、引き続き県民の医療の最後の砦として基幹的病院の役割を果たしてもらいたいとの意見がありました。

次に企業局についてであります。

企業局では、水道事業として、飯梨川水道、斐伊川水道による島根県水道用水供給事業と江の川水道用水供給事業の2事業において、安全・安心な水道水の供給に取り組まれているところですが、県内市町村の水道料金には差が生じていることから、電気事業など他の事業会計で生じた利益剰余金の活用も検討するなど料金の格差解消と低廉な水道水の供給に努めてほしいとの意見がありました。

次に若者の県内就職の促進についてであります。

県では、人材確保育成コーディネーターを配置し、高校生をはじめとする若者の県内就職に関する意識向上や将来の県内企業への就職の促進に取り組まれているところです。また、全ての県立高校では高校魅力化コンソーシアムが設置され、学校と地域が協働した人づくりの推進に取り組まれているところです。

若者の県内就職の促進には、人材確保育成コーディネーターと、高校魅力化コンソーシアムにおいて教育の魅力化に関わるコーディネーター等とが連動して取り組んでいかなければならないとの意見や、人材確保育成コーディネーターのまとめ役として、若者が企業人としての心得や島根で働くことについての理解を深めることができるようにするため、企業側の本音を理解し産業界の動きに精通した人物の配置が重要であるとの意見がありました。

最後に島根創生計画についてであります。

数値目標として掲げている合計特殊出生率は万全なものではないと認識し、施策の展開にあたっては目標値の達成だけを求めるのではなく、県全体で人口維持のため何をすべきか目指す方向性を共有し、島根創生計画の取組を着実に進めてもらいたいとの意見がありました。

以上、申し述べました委員会審査の過程において出された各委員の意見や要望等について十分に配慮し、本委員会設置の趣旨を踏まえ、審査の結果等を令和5年度の予算に反映されるよう要請いたします。

また、監査委員からの財務監査の結果に関する意見を踏まえ、令和2年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、国費の請求事務などの会計事務について引き続き適正に執行されるよう求めます。

新型コロナウイルス感染症第8波の感染拡大の懸念、ウクライナ情勢や円安等に伴う原油・原材料、物価の高騰が続いている日本経済の厳しい状況は、県民の生活に大きな影響を与えています。

執行部におかれては、今後とも迅速かつ適切な県政運営と、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、一丸となって取り組まれることを期待いたしまして、決算特別委員長報告といたします。